参考様式第５－１号

東　農　第　1668　号
令　和　6　年　12　月　9　日

農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、公表します。

東近江市長　小　椋　正　清

市町村名 （市町村コード）	東近江市 （252131）
地域名 （地域内農業集落名）	勝堂 （勝堂町）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月24日 （第１回）

注１：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注２：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域農業の現状及び課題

・当地域の、圃場整備事業は昭和52年に全区完了。(土地改良区は、湖東・秦荘・豊国)　平均区画面積は、30.1a。
・耕作面積の内、水稲31.8ha、転作小麦21ha、麦後作白大豆20.5ha、出荷用野菜0.3haを作付けしています。
・平成29年12月に転作受託組合(小麦・後作白大豆)の法人化を行い、(農)アグリ勝堂を設立。(現在法人での稲作は行っていない状況にある)
・当地区認定農業者は、法人の他か個人が3名(70歳代が2名・60歳代が1名(一部中間管理機構活用有り))。3名共家族経営体にて後継者あり。

（2）　地域における農業の将来の在り方

現在栽培にあたる稲・麦・大豆の主要作物を重点に置き、集落法人と個人認定農業者3者に加え、現行の地域外からの認定農業者2者との事前各品目栽培地調整を行い、特に小麦並びに大豆についてはブロックローテーションを基本に生産性の高い農業を進める。
同町は認定農業者3者に、農地の集約化を進めつつ、若手農業後継者の新たな認定農業者への支援を行い、また現行の地域外よりの認定農業者2者を含め、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1）　地域の概要

区域内の農用地等面積		58.3　ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	58.3　ha
	（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
継続して集落での話し合いを行い、目標地図の見直しを行う中で、農地の集積・集約化の取り組みを進める。
（2）農地中間管理機構の活用方針
効率的な農地利用のため、農地の出し手はできる限り農地中間管理機構を活用する。
（3）基盤整備事業への取組方針
新たな基盤整備の取り組み計画は無いが、圃場整備完了から半世紀が経過し、農業各施設の老朽カ所も見える中、今後においても現在取組のまるごと保全事業を通じて点検・補修の継続を行っていく。
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
認定農業者を目指す意欲ある担い手の育成、確保に努めるとともに、意欲ある若手農業者におてはJA等関係機関などと連携し育成支援していく。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できるドローン防除作業は、金利水電㈱(愛荘町)への委託を進める。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☐	①鳥獣被害防止対策	☑	②有機・減農薬・減肥料	☑	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☑	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

②　環境こだわり農業の取り組みを継続・拡大する。
③　スマート農業機械導入より省力化に取り組む。
⑧　世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策事業に取り組み、農道や水路等を共同活動により保全する。